

## 21' いいだ環境プラン第 4 次改訂について

市民協働環境部 環境モデル都市推進課

### 1 環境プラン改訂の基本方針について（3 ページ参照）

第 3 次改訂版を前提とした改訂とすることとし、主に以下の 3 点を反映させる。

- (1) 第 2 次環境モデル都市行動計画等の市が持つ計画群や、地域環境権条例やポイ捨て条例等の市条例の施行による環境行政を取り巻く状況の変化に則すること。
- (2) 変化する社会情勢や国の計画群の外的要因に加え、飯田の環境の変化についても考慮すること。
- (3) 現在策定中である次期総合計画（未来ビジョン）との整合が図られていること。特に、多様な主体が「当事者意識」を持ってまちづくりに取り組む方向を明示すること。

### 2 改訂検討体制について（3 月 14 日の環境審議会にて合意済事項）

飯田市環境審議会委員が、プランにおける政策の柱を大きく 3 つに分類分けした各専門部会で、それぞれのテーマの中で議論を交わす。その後、部会毎に集約した考えを環境審議会（全体会）で、それぞれの内容や指摘を確認し、全体を包括した検討・審議を進めていく。

### 3 改訂スケジュール

5 月初旬～6 月中旬	環境審議会専門部会の開催及び関係課間との調整（プランの骨格及び目標とする指標の調整）
5 月 11 日	部長会議に改訂方針、スケジュール等について附議
6 月 7 日	市議会総務委員会協議会（以下、総務委員会）にて改訂方針、スケジュール等について説明
6 月中旬～9 月上旬	素案作成～部長会議附議～庁内意見聴取～内容調整
9 月下旬～11 月上旬	環境審議会にて原案審議～部長会議附議～パブコメ
11 月中旬～12 月上旬	環境審議会専門部会にて最終案調整
12 月中旬～12 月下旬	総務委員会にて最終案の説明、環境審議会にて最終諮問
1 月上旬～中旬	部長会議へ最終案を附議～決定
2 月上旬～3 月下旬	部長会議及び全員協議会にて成案の報告
3 月	21' いいだ環境プラン第 4 次改訂版公表

〈参考・計画策定根拠法令〉

環境基本法

第7条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその他地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

飯田市環境基本条例

（環境計画の策定等）

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境計画を策定しなければならない。

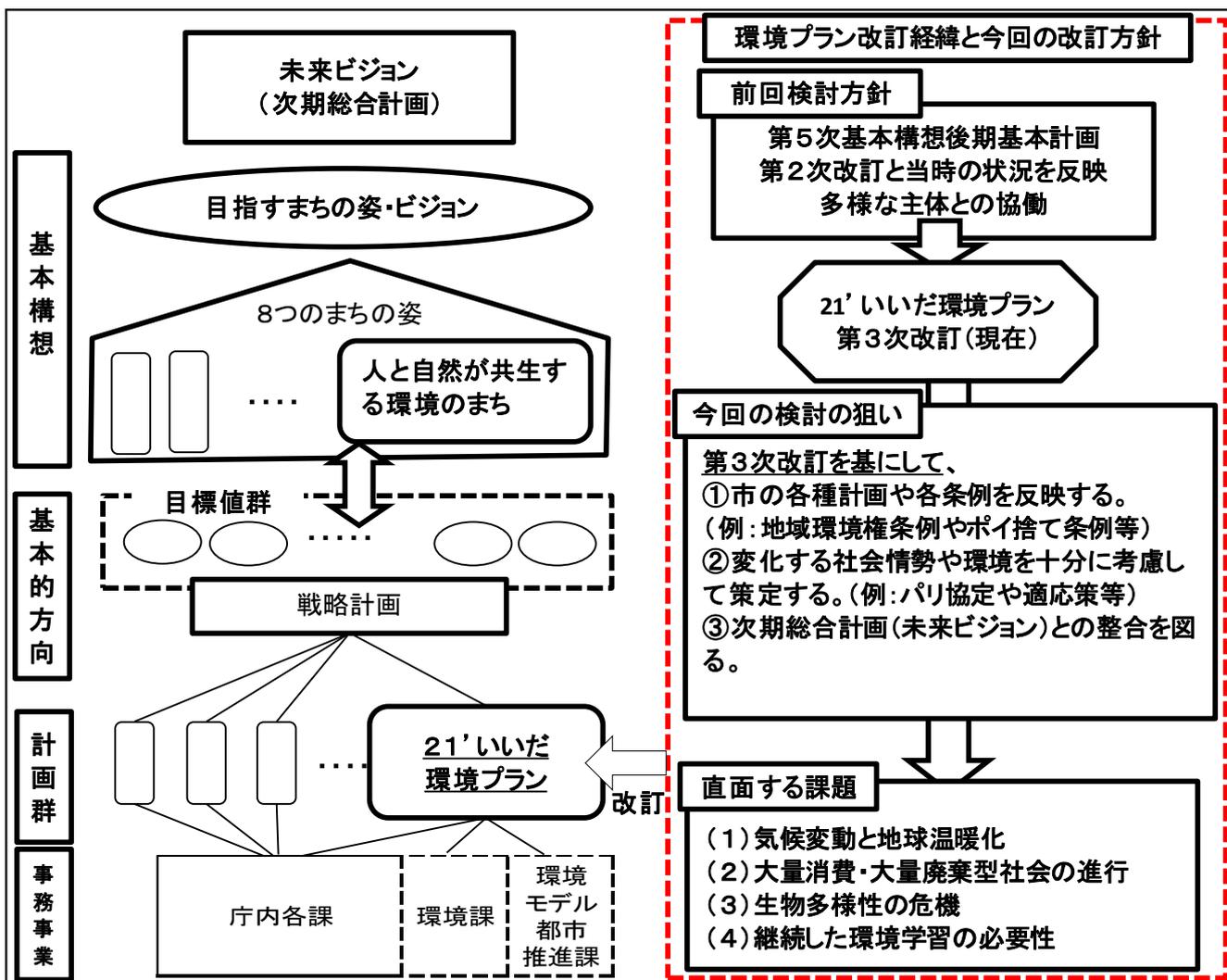
2 環境計画においては、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策、環境配慮指針その他の必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、環境計画を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、飯田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境計画の変更について準用する。

〈未来ビジョンと環境プランとの関係について〉



## 21' いいだ環境プランの概要（参考）

### 1 環境プランの位置付け

環境プランは、「環境文化都市」を目指す都市像として掲げた第4次飯田市基本構想における、環境政策分野の総合的な計画として平成8年12月に策定された。飯田市環境基本条例第7条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、具体的には、次のような内容を含んでいる。

- (1) 飯田市環境基本条例が示す環境政策の理念をより詳細に記述するもの。これは、飯田市の政策、施策、事務事業を、環境をすべての基本に置きながら進める際の指針となるべきもの。
- (2) 第5次飯田市基本構想基本計画の政策「人の営みと自然・環境が調和したまちづくり」を具体化する計画として、この政策の下に位置する各施策の方向性を示すもの。
- (3) 飯田市役所の環境マネジメントシステムの基礎になる環境配慮指針を示すもの。

### 2 これまでの改訂経過

- (1) 第1次改訂（改訂版の対象期間：平成14年8月～平成20年2月）

策定後5年経過し、社会情勢の変化等に対応するための改訂。計画の基本的な部分を継承し、当初計画期間中に導入した環境チェッカーや環境アドバイザー制度等、市民参加の視点を強化した。

- (2) 第2次改訂（改訂版の対象期間：平成20年3月～平成24年3月）

飯田市第5次基本構想基本計画策定と「環境文化都市宣言」を受けた改訂。計画上の施策体系は第1次改訂版を継承しつつ、「環境と経済が好循環したまちづくり」を新たに設定。

- (3) 第3次改訂（改訂版の対象期間：平成24年4月～29年3月）

計画の施策体系を第5次基本構想基本計画と整合させるとともに、第2次改訂版の対象期間中の平成20年度に「環境モデル都市」に選定されたことを踏まえた改訂。

### 3 第3次改訂版までの総括（概要）

環境プラン掲載事項については、毎年度「環境レポート」にて各項目の取り組み状況、数値目標に対する達成状況を公表しているが、第3次改訂版全体の総括は平成29年度に実施する予定。

直近の環境審議会等においては、環境モデル都市としての再生可能エネルギー普及状況や、地域環境権条例に基づく再生可能エネルギーによる地域活性化の取り組み、市民主導のポイ捨て防止条例の制定、南アルプスエコパーク等の取り組みを評価する一方、民生部門での省エネ、環境学習の強化や、全市一斉水辺等美化活動参加者の増加などが今後強化すべき課題であるとの総括であった。

### 4 改訂版策定にあたっての基本的な考え方（環境審議会）

平成28年3月14日開催の環境審議会にて、改訂版策定の基本的な考え方について協議した結果、以下の考え方に集約された。

- ① 環境プランは飯田市環境基本条例第7条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な計画であり、今後も必要である。
- ② 環境プランは、当初版から一貫して当市の政策施策を環境面から推進するものとして、一定の成果をあげてきた。また、プランは環境文化都市を目指す長期的なものであるという性格と、中期的な数値目標を持つという性格もあり、これまでの理念と経過を踏まえた上で、時代に整合したものとすることが必要であり、そのため現行の第3次改訂版を基本として必要な改訂を図ることが適当である。